

# 静岡県立大学茶学総合研究センター規程

平成 26 年 4 月 1 日 規程第 167 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、静岡県立大学院学則第 4 条の規定に基づき、静岡県立大学大学院食品栄養環境科学研究所附属茶学総合研究センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 センターは、本学の教員が各々の専門性を活かして実施している茶に関する研究の深化とその情報を一元化するとともに、相互に連携する。また、県内の他大学や公設試験研究機関をはじめ行政・茶業界とも連携して茶業振興はもとより、社会の発展に積極的に寄与することを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 茶の栽培や加工に関する研究
- (2) 茶の機能性及び疫学に関する研究
- (3) 茶学教育と人材育成
- (4) 茶の高付加価値化とマーケティングに関する研究
- (5) その他、センターの目的を達成するために必要な事業

(組織)

第 4 条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター研究員
- (4) センター職員

2 前項に掲げる者のほか、センターに、センター客員研究員を置くことができる。

(センター長)

第 5 条 センター長は、静岡県立大学食品栄養環境科学研究所（以下「研究所」という）の教授（特任教授を含む）のうちから食品栄養環境科学研究所委員会（以下「研究所委員会」という。）の議を経て、食品栄養環境科学研究所長（以下「研究所長」という）が推薦し、学長が任命する。

2 センター長は、センターに関することを統括する。

3 センター長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

4 任期の途中でセンター長の交代があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第 6 条 副センター長は、センター長が指名し、研究所委員会の議を経て研究所長が任命する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故のあるとき、又はその他の理由によりセンター長が職務を遂行できないときは、その職務を代行する。
- 3 副センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 任期の途中で副センター長の交代があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター研究員)

第7条 センター研究員は、研究院の教授、准教授、講師、助教、特任教員のうちから、研究院長の推薦により、センター長が指名する。また、研究院以外の教員については各部署の教授会又は研究院(科)委員会の承認を経て、センター長が委嘱する。

- 2 センター研究員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 センター研究員は、第3条各号に掲げる事業を実施する。

(センター客員研究員)

第8条 センター客員研究員は、本学の教職員以外の研究関連分野に関わる専門家のうちから、センター長が委嘱する。

- 2 センター客員研究員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 3 センター客員研究員は、第3条各号に掲げる事業の実施について協力する。

(センター職員)

第9条 センター職員は、センターの業務に従事する。

(運営委員会)

第10条 センターの運営方針を審議するため、運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

(報告義務)

第11条 センター長は、毎年度の事業計画及び事業実績を研究院委員会に報告する。

(その他)

第12条 この規程の改正は、研究院委員会の議を経なければならない。

- 2 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。